

静岡英和学院大学短期大学部における高校生の科目等履修生要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡英和学院大学短期大学部科目等履修生に関する内規第14条の規定に基づき、静岡英和学院大学短期大学部(以下「本学」という。)に入学する高校生の科目等履修生(以下「科目等履修生」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 高校生の科目等履修は、社会貢献活動の一環として、地域の高校生に広く本学の授業を開放するとともに、本学への進学を視野に入れている高校生の、本学に対する理解を深め、円滑な進学に資するものである。

(出願資格)

第3条 科目等履修生として本学に入学できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 在籍する高等学校の学校長からの推薦があること。
- (2) その他、授業科目ごとの履修要件

(履修科目の範囲)

第4条 科目等履修生が履修できる授業科目は募集要項において定めるものとする。

(出願手続)

第5条 入学志願者は、本学の指定する日までに募集要項に基づき申請を行うものとする。

(入学許可)

第6条 学長は、前条の規定による願い出があった者について、教授会の議を経て、入学を許可する。

2 学長は、入学決定の通知を在籍する高等学校の学校長を通じて入学志願者に通知する。

(入学時期)

第7条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、授業科目により特別な履修期間が定められている場合は、学修に支障のない時期で学長が決定する。

(履修期間)

第8条 科目等履修生の1授業科目の履修期間は、1年又は6か月とする。ただし、授業科目により特別な履修期間が定められている場合は、当該期間とする。

(単位の授与)

第9条 科目等履修生には、本学の規定に基づき単位を授与する。

(成績証明書)

第10条 学長は、科目等履修生から願い出があったときは、成績証明書を交付する。

(選考料等の不徴収)

第11条 科目等履修生の選考料、入学金、履修費及び実験実習費は徴収しない。

(諸規則の遵守)

第12条 科目等履修生は、本学の諸規則を守らなければならない。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学長が定める。

(要領の改廃)

第14条 この要領の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この要領は2023年4月1日より施行し、2023年度に入学する者から適用する。